

## 令和7年第6回庄内町農業委員会総会議事録

- 1 会議日程 令和7年6月25日(水)  
開 会 午前 9時30分  
閉 会 午前 10時09分

- 2 会議場所 庄内町役場 A棟 4階 議場

### 3 出席委員の番号及び氏名(16名)

- 1番 高梨 美代子  
2番 阿部 さおり  
3番 秋葉 俊一  
5番 高橋 聡  
6番 遠田 雅弘  
7番 石川 義則  
9番 日向 弘明  
10番 高橋 直之  
12番 森屋 慶一  
13番 日下部 美雄  
14番 斎藤 克行  
15番 高橋 義夫  
16番 阿部 金一郎  
17番 小野 隆  
18番 佐藤 繁  
19番 若松 忠則

### 4 欠席委員の番号及び氏名(2名)

- 4番 日下部 崇喜  
11番 佐藤 吉法

### 5 議長の委員番号及び氏名

- 19番 若松 忠則

### 6 説明及び議事録作成のため出席した者

- |           |       |
|-----------|-------|
| 事務局長      | 渡部 桂一 |
| 次長兼農地農政係長 | 海藤 博  |
| 農地農政係主査   | 長南 恵  |
| 農業経営改善相談員 | 乙坂 茂樹 |
| 農林課課長補佐   | 今井 真貴 |
| 農林課主任     | 大川 康平 |

7 会議に付した議案

報告第 16 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について	(7 件)
報告第 17 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について	(6 件)
議案第 20 号	地域計画の変更に対する意見の決定について	(2 件)
議案第 21 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	(3 件)
議案第 22 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	(2 件)
◎開 会 (午前 9 時 30 分)		
◎諸報告		
議長	これより令和 7 年第 6 回庄内町農業委員会総会を開会いたします。 議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせます。	
事務局長	<p>本日の委員の出席状況について報告します。</p> <p>4 番 日下部 崇喜委員、11 番 佐藤 吉法委員から欠席の連絡をいただいております。18 番 佐藤 繁委員が遅刻となっています。</p> <p>また、議案第 20 号に係る説明員として、農林課農政企画係、今井補佐並びに大川主任が出席しています。</p> <p>次に本日の資料について報告します。タブレットに議案第 20 号、22 号、23 号関係の資料のほか、公務災害補償制度リーフレット、機構集積協力金の概要、女性農業委員活動紹介のお知らせ、庄内町観光協会通常総会資料を送付しております。当日配布資料は、畑地化促進事業及び令和 8 年 7 月農業委員会委員改選に関する資料です。</p> <p>それでは、令和 7 年第 5 回総会以後の行事について報告します。「行事報告書」をご覧ください。(説明) 続いて、令和 7 年第 6 回総会後の行事予定について説明します。「行事予定書」をご覧ください。(説明)</p>	
議長	<p>諸般の報告が終わりました。</p> <p>ただ今の出席委員は 15 名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。</p>	
◎議事録署名委員の選出		
議長	<p>最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていただきます。10 番 高橋 直之委員、12 番 森屋 慶一委員、両名に議事録署名委員をお願いします。</p> <p>なお、書記には、事務局長を指名します。</p>	
◎報告		
報告第 16 号の上程、説明、質疑		
議長	報告第 16 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について」を議題とします。事務局長より報告の説明をお願いします。	
事務局長	<p>(資料に基づき報告を説明)</p> <p>詳細につきましては、海藤次長がご説明申し上げます。</p>	
議長	海藤次長。	
海藤次長	(資料に基づき内容を説明)	

議長	これより質疑を行います。 16番 阿部委員。
16番 阿部	申請番号5番について、県外の方が相続されていますが、今後も心配なく管理はされるのでしょうか。
議長	海藤次長。
海藤次長	管理のことまではまだ確認しておりません。
議長	16番 阿部委員。
16番 阿部	このようなところから耕作放棄がすすんでいくのではないかと危惧されます。届出を受けた際に、今後の管理をどうするかについても確認していただければと思います。
議長	今後は、確認をしながら受理をしていってほしいと思います。 ほかにございますか。 9番 日向委員。
9番 日向	申請番号1番について、申請事由がだいが前のようなのですが、これは事務処理上遅くなったということでしょうか。
議長	海藤次長。
海藤次長	令和2年11月20日が権利取得日となっていますが、これまで相続をしてこなかったということだと思います。
議長	よろしいでしょうか。
9番 日向	はい。
議長	ほかにございますか。 ないようですので、報告第16号を終わります。
◎報告	報告第17号の上程、説明、質疑
議長	報告第17号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(資料に基づき報告を説明) 詳細につきましては、海藤次長がご説明申し上げます。
議長	海藤次長。
海藤次長	(資料に基づき内容を説明)
議長	これより質疑を行います。 ないようですので、報告第17号を終わります。 議事に入る前に申し上げます。議案第23号「農地法施行規則第29条第4号及び第53条第4号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条第2号の規定に該当するか否かの検討を求める申出書に対する意見の決定について」は、申請者からの申請取り下げがございましたので、本議案を削除することといたします。
◎議事	議案第20号の上程、説明、質疑
議長	議案第20号「地域計画の変更に対する意見の決定について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(資料に基づき議案を説明) 詳細につきましては、農林課の今井補佐がご説明申し上げます。

議長	今井補佐。
今井補佐	(資料に基づき内容を説明)
議長	これより本案に対する質疑を行います。 16番 阿部委員。
16番 阿部	土砂の貯留地としての利用という説明がありましたが、これは一時的な利用ではなく、期限を求めない利用ということでよろしいのでしょうか。
議長	今井補佐。
今井補佐	特に期限は定められていません。
議長	16番 阿部委員。
16番 阿部	土砂はどこかに持っていくということはないということによろしいのでしょうか。
議長	今井補佐。
今井補佐	工事発注者である建設課からの説明によりますと、土砂は置いたままというように聞いております。
議長	ほかにございますか。 なければ採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございまして、異議ないものと認め、採決します。 議案第20号「地域計画の変更に対する意見の決定について」賛成の方、挙手願います。 (全員挙手) 全員賛成により、意見がないものと決定しました。
◎議事	議案第21号の上程、説明、質疑
議長	議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(資料に基づき議案を説明) 詳細につきましては、長南主査がご説明申し上げます。
議長	長南主査。
長南主査	(資料に基づき内容を説明)
議長	本案は、事前に現地調査を行っておりますので 12番 森屋 慶一委員より、現地調査報告をお願いします。
12番 森屋	農地法第3条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 6月19日に、11番 佐藤 吉法委員と事務局の長南主査と私の3人で現地調査を実施しました。 いずれの案件も農地として適正に管理されており、問題ないと見てきました。 委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございまして、異議がないものと認め、採決します。 議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」に賛成の方、挙

	<p>手願います。  (挙手多数)  賛成多数により、許可相当とすることに決定しました。</p>
◎議事	議案第 22 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 22 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(資料に基づき議案を説明) 詳細につきましては、長南主査がご説明申し上げます。
議長	長南主査。
長南主査	(資料に基づき内容を説明)
議長	本案は、事前に現地調査を行っておりますので 12 番 森屋 慶一委員より、現地調査報告をお願いします。
12 番 森屋	農地法第 5 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 6 月 19 日に、11 番 佐藤 吉法委員と事務局の長南主査と私の 3 人で、現地調査を行いました。 1 番は、〇〇集落の住宅地にある畑で、周囲は宅地に囲まれています。 2 番については、北側が水路、東側は県道、南側は農道、西側は宅地に接しています。 いずれの案件も、周辺農地の営農条件に悪影響を与えないと思われることから、転用することに問題ないと判断してきましたので報告します。 委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 22 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、原案のとおり決定しました。 これをもちまして、令和 7 年第 6 回庄内町農業委員会総会を閉会します。
◎閉 会	(午前 10 時 09 分)